

令和3年度滋賀県公立学校教員採用選考試験大学推薦実施要項

1 趣旨

この要項は、令和3年度滋賀県公立学校教員採用選考試験（令和2年実施）において、大学からの推薦を受けた者を対象として、第一次選考のうち「一般教養・教職教養」を免除する者を決定するために必要な事項を定めるものとする。

2 推薦を依頼する大学

推薦の対象となる校種・教科の教諭一種（専修）普通免許状取得のための課程認定を受けている大学、大学院および教職大学院ならびに過去の滋賀県公立学校教員採用選考試験で採用実績がある大学、大学院および教職大学院のうち、滋賀県教育委員会が推薦を依頼する大学（以下「大学等」という。）

3 推薦要件

以下の（1）から（6）までのすべての要件を満たす者

- （1）滋賀県公立学校教員となることを強く志望し、滋賀県がめざす教員像にふさわしい資質と能力を備えた者
- （2）昭和46年4月2日以降に生まれた者
- （3）令和3年3月に、上記2で定める大学等を卒業見込みまたは修了見込みであり、推薦対象の校種・職種、教科の教諭一種（専修）普通免許状を取得済みまたは令和3年3月31日までに確実に取得できる見込みの者
- （4）公立学校教員としての適性を有し、学業成績が優秀な者
- （5）高等学校教員で「保健体育」を志願する者については、別表に示す種目の競技実績を有する者
別表

<種目一覧>

アイスホッケー、アーチェリー、ウエイトリフティング、カヌー、空手道、弓道、クレ射撃、剣道、ゴルフ、山岳、自転車、銃剣道、柔道、水泳、スキー、スケート、相撲、セーリング、ソフトテニス、ソフトボール、体操、卓球、テニス、なぎなた、馬術、バドミントン、バレーボール、ハンドボール、フェンシング、ボウリング、ボート、ボクシング、ライフル射撃、ラグビーフットボール、陸上競技、レスリング

- （6）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号および学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条各号のいずれにも該当しない者

4 推薦の対象となる校種、教科および人数

大学等に通知する。

5 推薦手続き

- (1) 推薦要件を満たした志願者が大学等に推薦を依頼する。
- (2) 大学等は滋賀県教育委員会から依頼のあった推薦人数以内で学長または学部長が推薦者を選考する。
- (3) 「6 提出書類等」にあげる書類をとりまとめ、大学等から一括して、出願期間内に滋賀県教育委員会事務局教職員課に提出する。

6 提出書類等

- (1) 大学推薦推薦者名簿（様式1）
- (2) 大学推薦推薦書（様式2）
- (3) 大学推薦自己PRシート（様式3）

志願者本人が自筆で記入すること。

「大学推薦自己PRシート」（様式3）は、滋賀県教育委員会のホームページからダウンロードのこと。

- (4) 所属する大学等が発行する成績証明書
- (5) 競技種目が確認できる書類（高等学校教員で「保健体育」を志願する者のみ。）

競技実績を証明できるもの（賞状の写し、大会結果収録の写し、大会エントリー表等）を出願書類に添付して提出のこと。様式は問わないが、必ず志願者の名前と種目が確認できるものであること。

※ 出願については、「令和3年度滋賀県公立学校教員採用選考試験実施要項」（令和2年4月中旬公表予定）に示す方法で、本人が手続きを行うこと。

※ 提出書類（様式1～3）が不足する場合は、コピーして使用すること。

7 留意事項

大学等からの推薦を受けて令和3年度滋賀県公立学校教員採用選考試験に合格した者に対しては、令和3年度滋賀県公立学校教員採用選考試験実施要項（令和2年4月中旬公表予定）に掲げる、大学院在学・進学者に対する採用延期の特例は認めない。

8 参考 <滋賀県がめざす教員像>

- ◎ 教育者としての使命感と責任感、教育的愛情を持っている人
- ◎ 柔軟性と創造性を備え、専門的指導力を持っている人
- ◎ 明朗で、豊かな人間性と社会性を持っている人

9 提出および問い合わせ先

滋賀県教育委員会事務局教職員課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL 077-528-4534

FAX 077-528-4951